

令和4年度介護給付適正化事業PDCAシート

	重点的に 取り組む 事業	事業	計画(P)		実行(D)		評価(C)		改善(A)		
			内容	実施計画	数値目標	実施する理由(背景)	実施上の課題等	実施計画に対する実績	数値実績	実施後の分析、検証	変更計画
①		要介護認定の適正化 (要介護認定調査の 事後点検)	記載時期: 年度当初 記載内容: 実施計画 (実施する内容、実施時期、実施体制など)	記載時期: 年度当初 記載内容: 実施計画の数値目標 (回数や実施率など)	記載時期: 年度当初 記載内容: 実施計画を実施する理由(背景) 実施計画を実施する目的	記載時期: 年度当初 記載内容: 実施計画を実施するにあたり、 想定される課題など	記載時期: 年度末 記載内容: 実施計画に対する実施状況	記載時期: 年度末 記載内容: 数値目標に対する実施 数値	記載時期: 年度末 記載内容: 実施後の分析、検証結果 (事業を実施した結果分かったこと 及び検証結果など)	記載時期: 年度末 記載内容: 実施後の分析、検証結果をもとに 必要に応じて変更した実施計画	記載時期: 年度末 記載内容: 変更計画を実行するに当たり、 想定される課題など
		要介護認定の適正化 (一次判定から二次判定の軽重 度変更率の地域格差及び保険 者内の合議体格差等についての 分析)	・審査会が判定する際の要点を踏まえ、適切に実施できるよう事務局がサポートする。また、事務局職員も前回と同じ合議体を担当しないように調整する。 ・合議体分析ツールで合議体間での軽重度変更率の格差を分析し、合議体間でばらつきがある場合は対策を検討する。	年2回実施(半年毎に実施)	・合議体間でのばらつきを減らし、平準化を図るため	・年度毎に26合議体の構成委員の編成替えを行っているが、合議体間でのばらつきを少なくするようバランスのとれた調整が重要となる。	・分析データー情報(合議体毎のデータ集計)を審査会の各合議体へ報告した。	100%	・合議体間で極端な偏り等は見受けられなかった。合議体ごとの平準化について、ばらつきを無くすために客観的に比較分析ができる分析データの活用が重要。		・審査の平準化には、調査の平準化も重要となってくるため、相互の判定・判断能力の向上が必要である。
②		ケアプランの点検	【対象事例】要介護1～3でa又はbのいずれかの事例を1事例提出。 a. 単一サービス利用者 b. 利用限度額の8割以上の利用者 【実施期間】令和4年7月1日～令和5年3月31日 【実施件数】点検件数: 42事業所(42事例)、うちヒアリング件数: 5件程度 【実施体制】基幹型地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種にてケアプラン点検業務を行う。 【その他】ケアプラン点検実施にあたっては、高知市居宅介護支援事業所協議会と意見交換しながら進め、来年度の実施体制構築のための効果的・効率的な実施方法の検証を兼ねることとする。 また、昨年度のケアプラン点検では、アセスメントにおける課題分析が十分でないケアプランが多く見られたため、今年度、高知市居宅介護支援事業所協議会と共催でアセスメントに関するケアマネジメント研修を実施予定。	【実施目標】 令和3～5年度の3か年の中で、市内に所在する指定居宅介護支援事業所の全てに対してケアプラン点検を実施する。 ・令和4年度ケアプラン点検実施目標: 42事業所 ・ヒアリング6件 ・ヒアリングを実施したケアプラン点検での指摘事項改善率: 80%	【理由】 要介護者を支えるためには、その利用者のニーズに応じたサービス調整が必要である。限度額近くまで利用している場合、過剰な支援となっている可能性もある。また単一サービスのみの場合は、本来必要な支援を調整することができていない可能性が考えられる。両者のケアプランを点検することで、自立支援に資するケアマネジメントや必要なサービス内容について検証できるのではないかと考える。	ヒアリングについては、書類審査の結果、チェックの少なかったケアプランを作成した介護支援専門員を対象にヒアリング予定。ケアマネ支援が必要な場合も多くあるため、必要に応じてエリアを担当する地域包括支援センターの主任介護支援専門員とも連携しながら実施していく。	○対象期間 令和4年6月～令和5年1月 ○ケアプラン点検実績 実施事業所: 41事業所 実施件数 : 42件 ヒアリング数: 6事業所	令和4年度ケアプラン点検実施件数41事業所の内、1事業所は、提出要件である単一サービス利用のみ、もしくは利用限度額8割以上のケースの該当なし。また、1事業所から2件の提出があった。 ヒアリングを実施したケアプラン点検6事業所改善率平均64.6% ヒアリング点検実施後、2か月後、再度書類審査を実施し、改善を確認。	書類審査において、標準課題項目がすべて記載された上で、利用者の置かれている状況や課題が捉えられるようなアセスメントとなっているのは42件の内19件であった。 また利用者の意向を踏まえ、抱える問題と利用者の持っている力を踏まえて自立に向けた具体的な目標設定になっている件数についても17件であった。このことから、利用者の自立に向けた、生活課題の分析が十分でないように感じられた。	なし (継続して実施)	ケアプラン点検の結果を踏まえ、自立支援に資するケアマネジメントの定着に向けて、高知市居宅介護支援事業所協議会および地域包括支援センターと協働し、今年度、「高知市版アセスメントシート」を作成し、課題分析の思考のプロセスを習得し、課題分析から利用者の意向を踏まえた適切なニーズの抽出ができる手法を学ぶ研修を実施。介護支援専門員のアセスメント力の向上で「高知市版アセスメントシート」の活用によるアセスメント機能の平準化を目指す。 また、保険者とし、ケアプラン点検による、アセスメントやケアプランの改善等に係る数値基準や判定方法を明確にして評価することで、より効果的な点検方法を検討することに繋がると考える。
		住宅改修等の点検 (住宅改修の点検)	・写真や図面、理由書をもとに、申請者の状態や動線、必要性について、書面及びヒアリングで確認する。工事内容により他の方法の検討、過不足等への助言を行い、必要かつ適切な改修であるかを確認する。 ・工事見積書により、一般的な改修費であるか確認する。不明な経費等内容を確認する。 ・写真等では改修内容が分かりづらい場合、改修の必要性が疑わしい場合は、訪問調査を行い、適切な内容であるか確認を行う。	《施工前・施工後》 書類等による点検 100% 訪問調査による点検 100%	日頃より長さや幅、面積等で必要な分だけを対象とする等書面やヒアリングで適正化を実施しているが、書面だけでは必要性が確認できない事例において、訪問調査により住宅環境や申請者の状態の確認により、必要性が明らかになる事例や過剰の工事内容、境界等で対象外となる場合もあり、確認が必要な場合があるため。	改修の必要性の判断について、自治体・利用者・施工業者・ケアマネが共通認識を持てるようにしなければならない。 担当に専門知識が豊富な職員の配置が必要。 訪問による確認を行う場合の基準の設定がなされていない。	計画どおり実施。	《施工前・施工後》 書類等による点検 100% 《訪問調査実施実績》 1件	・実施期間中ほぼすべての事例が書面で必要性を確認できたが、必要かつ適切な住宅改修であるかの判断が困難な事例、疑義がある場合及び境界が不明なものについては訪問調査を実施。 ・改修内容が変更となっている事例についても適切な改修であるかについて疑義がある場合は訪問により確認を行う。 ・担当に専門知識が豊富な職員が必要。	なし (継続して実施)	・工事規模や内容により、必要性の判断や介護保険対象部分の算出に時間を要し、負担が大きい。 ・専門知識が豊富な職員が必要。
③		住宅改修等の点検 (福祉用具購入・貸与調査)	・申請書に記載されている「必要とする理由」を確認し(ケアプランが添付されている場合はケアプランの内容)、必要性について確認する。 ・カタログ等により、該当商品が一般的な値段のものかを確認する。 ・申請書及び理由書の内容から必要性が疑わしい場合は、訪問調査を行い、用具の必要性を確認する。	書類等による点検 100% 訪問調査による点検 100%	申請者の身体状況や住宅環境等から、使用不可能な用具や不必要な用具であることが疑われる場合もあるため。	福祉用具の必要性の判断について自治体・利用者・販売、貸与業者・ケアマネが共通認識をもてるようにしなければならない。 軽度者に対する貸与等、介護度によって適切な判断基準をもとに貸与されているか適宜確認し、利用者に不利益がないよう指導していく必要あり。	計画どおり実施。	書面により必要性の有無が確認でき、訪問調査の実施0件。	・実施期間中、すべての事例が書面で必要性を確認できたが、今後必要かつ適切な福祉用具購入等であるかの判断が困難な事例や疑義がある場合は訪問調査を実施する。	なし (継続して実施)	なし (継続して実施)
		縦覧点検・医療情報との突合 (縦覧点検)	・国保連合会に点検作業から事業所への問い合わせ、過誤申立書の作成・過誤処理業務を委託・実施。	国保連合会に委託 100%	点検により請求の誤りを発見し、適切な処置を事業者へ働きかけることで適正な報酬請求を促す。	保険者で確認を要する3帳票の見方・活用方法について国保連の活用マニュアルを参照し、点検内容等の拡充を図っていく。	委託部分は計画通り実施した。	国保連合会に委託 100%	・縦覧点検については、国保連合会に委託している分で一定検証できている。	・本市のシステムの中でも必要に応じて検証していく。	なし (継続して実施)
④		ア「要介護認定期間の半数を超える短期入所受給者一覧表」	・対象受給者がいる場合は、事業者等に受給者の状況と短期入所長期利用の理由を確認する。	事業者への確認 100%	介護報酬の算定要件を熟知・理解できていない場合もあるため。	継続的かつ計画的に点検を行っていくことが重要。	事業所への確認を実施した。	事業者への確認 100%	・適正な算定の意識付けにはなるが、調査を実施しても必要性が確認され、過誤にはつながりにくいケースが多い。	なし (継続して実施)	なし (継続して実施)
		イ「軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表」	・一覧表の内容を確認し、事前提出書類が提出されている受給者かどうか確認する。 ・事前提出されていない受給者がいた場合は、事業者等に受給者の状況と貸与の理由を確認する。(必要によっては給付費の返還を求める)	事業者への確認 100%	事業所から不正な請求が行われている場合や請求内容の確認が不十分であったり、介護報酬の算定要件を熟知・理解できていない場合もあるため。	膨大な請求内容をすべてチェックできないため、請求誤りが多いもの、費用対効果が高いものを優先的に行う必要あり。	認定調査状況と利用サービス不一致一覧表のデータを元に、RPAロボットを活用し、事前提出書類未提出や疑義がある事業所に対し、確認及び回答を依頼。	事業者への確認 100% 事前提出書類の確認 100%	・膨大な紙媒体の情報での確認作業は非効率であり実質困難な状況である。	なし (継続して実施)	・作業システムに利用予定の国保連合会からの実績一覧が、サービス提供月から数か月後の送付となる。疑義が生じた場合、確認が遅れることで被保険者に返還金を求める期間が長くなるなど、負担が生じる可能性がある。
		ウ「居宅介護支援再請求等状況一覧表」	・一覧表の内容を確認し、再請求の多い事業者を確認する。	事業者への確認 100%	事業所が請求内容の確認が不十分であったり、介護報酬の算定要件を熟知・理解できていない場合もあるため。	再請求の多い事業者に、算定要件等の周知を図っていくことが課題。	給付実績等で請求内容を確認した。	一覧表の内容確認 100%	・実地指導等による再請求以外は、介護申請により認定結果に変更が出たケースが多いが、疑義がある請求内容について事業所に確認することで、給付費請求漏れ等の発見にも繋がっている。	・再請求の多い事業所について理由を把握し、場合によっては情報等を実地指導等を行う関係機関と共有する。	なし
		縦覧点検・医療情報との突合 (医療情報との突合)	・国保連合会に医療給付情報と介護給付情報の突合・点検作業から事業所への問い合わせ、過誤申立書の作成・過誤処理業務を委託。適正な給付を確保する。	国保連合会に委託 100%	請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図り、費用対効果が期待できる。	国保連合会から届く「介護給付費縦覧審査」、「医療突合審査」結果通知書で過誤処理が行われた件数、給付費を把握し、特に過誤処理が多く行われている事業所を確認し、適宜指導等を行う。	国保連合会に事業所への確認及び過誤処理までを委託して実施。過誤調整による介護給付費「縦覧審査」、「医療情報との突合審査」結果内訳書で確認し、事業所からの問い合わせの際、理由や再請求の方法等の説明に主に活用した。	国保連合会に事業所への確認及び過誤処理による介護給付費「縦覧審査」、「医療情報との突合審査」結果内訳書で確認し、事業所からの問い合わせの際、理由や再請求の方法等の説明に主に活用した。	国保連合会に委託 100%	・医療情報との突合については、国保連合会に委託している分で一定検証できている。	なし (継続して実施)

令和4年度介護給付適正化事業PDCAシート

	重点的に 取り組む 事業	事業	計画(P)					実行(D)		評価(C)	改善(A)	
			内容	実施計画	数値目標	実施する理由(背景)	実施上の課題等	実施計画に対する実績	数値実績	実施後の分析、検証	変更計画	実施上の課題等
			記載方法等	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画 (実施する内容、実施時期、実施体制など)	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画の数値目標 (回数や実施率など)	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施する理由(背景) 実施計画を実施する目的	記載時期:年度当初 記載内容:実施計画を実施するにあたり、 想定される課題など	記載時期:年度末 記載内容:実施計画に対する実施状況	記載時期:年度末 記載内容:数値目標に対する実施 数値	記載時期:年度末 記載内容:実施後の分析、検証結果 (事業を実施した結果分かったこと 及び検証結果など)	記載時期:年度末 記載内容:実施後の分析、検証結果をもとに 必要に応じて変更した実施計画	記載時期:年度末 記載内容:変更計画を実行するに当たり、 想定される課題など
⑤		介護給付費通知		・圧着封筒にて年2回全受給者に通知書を送付する。 ・帳票に制度改正内容を記載し、周知の機会の場の一つとしているが、国保連合会委託した場合の帳票のように福祉用具適正化に係る賞与価格の比較や確認ができるような帳票ではない上、価格の比較や確認の促しの記載ができていなかった。そのため、福祉用具賞与の適正化に係る制度及び説明(全国平均賞与価格・賞与価格の上限(厚労省HP))を追加した。	年2回送付	認定者数及び利用者数の増加により、介護給付費は年々増加し、保険料等市民の負担への影響も大きい。そのため、制度を維持していくために、介護サービスを適切に利用することが求められている。そのひとつの手段として、不明なサービス内容がないか、また、自らの費用額を知ってもらうことで、適切なサービス利用を促す機会が増える。	利用者から事業者の過剰請求・不正請求等の情報が期待される。寄せられた情報に対応していくことで適正化の効果が期待できる。	通知文書の説明欄に福祉用具の賞与価格の適正化に関する情報を追加。総合事業分も含めて通知した。 ①令和4年10月3日発送 15,471件(資格喪失者除く) 【令和3年8月～令和4年1月分実績】 ②令和5年2月1日発送 15,659件(資格喪失者除く) 【令和4年2月～令和4年7月分実績】	年2回送付	・通知内容に対する問い合わせも一定あり、給付費適正化に向けた効果がある。	なし (継続して実施)	なし (継続して実施)
		国保連の適正化システムの活用		・実地指導における運営・報酬等の確認のための参考資料として帳票の一部を活用する。 ・認定調査状況と利用サービス不一致一覧表のうち、軽度者のレンタルについて確認依頼届出書の突合を行い、未届の事例や、日常生活自立度等の算定要件不一致の事例等、算定不可となる給付について事業所に確認し、必要に応じ過誤処理を行う。 ・帳票内容を確認し、定員超過等疑義のある内容	・指導監査課へ帳票の提供 随時 ・定員超過帳票の実績及び事業所への確認 100% ・認定調査状況と利用サービス不一致一覧表 100% ・その他帳票の内容確認(必要に応じて事業所等へ確認) 随時	事業所から不正な請求が行われている場合や請求内容の確認が不十分であったり、介護報酬の算定要件を熟知・理解できていない場合もあるため。	実地指導などは別の部署が所管となっているため、どのような運用を行っているか把握しておく必要がある。 また、算定要件を明らかに満たさない算定の調査を行うことは容易であるが、利用者の生活状況や身体状況を把握したうえでサービス利用の必要性を判断すべきと考えるが、それをどのような方法で確認を行うかが課題である。	・実地指導における運営・報酬等の確認のための参考資料として帳票の一部を共有した。 ・一部の帳票の確認を行い、実績や人員配置等確認した。	・指導監査課へ帳票の提供 ・軽度者レンタル事例の確認(確認依頼が必要な用具) 100% ・日常生活自立度等の算定要件不一致事例の事業所への確認 100% ・定員超過帳票の実績及び事業所への確認 100%	・認定調査状況と利用サービス不一致一覧表の複数の認定期間で抽出される情報の中に有効でない情報での抽出がある場合や、定員等超過帳票での人員配置が問題ない場合がある。 ・定員超過帳票の実績及び事業所への確認	・認定調査状況と利用サービス不一致一覧表を活用し、一部の不一致情報の事業所への調査の実施 ・定員超過帳票の実績及び事業所への確認	・認定調査状況と利用サービス不一致一覧表の情報の実績が半年前のものであり、事業所の休・廃止等状況の確認ができない場合も想定される。 ・要介護認定の延伸により抽出されない事例がある。
		その他の適正化事業の取組		・介護保険の適正な利用に関するパンフレットを作成し、配布する。	年1回実施	事業所や利用者に対して周知を図ることで、不正請求の発見や事業所への意識の定着につながる。	パンフレットの周知方法等	算定基準等に合致しない可能性がある請求等の確認のため、事業所に対し確認及び回答を依頼。 (第1回) 令和4年12月26日実施 15事業所18件送付 確認した算定内容 ①認知症型通所介護 4件 ②通所介護認知症加算 1件 ③短期入所生活介護を認定有効期間の50%以上利用 13件 (第2回) 令和5年2月28日実施 4事業所4件送付 ①短期入所生活介護を認定有効期間の50%以上利用 4件	随時	・定期的な算定状況の確認は不正請求の発見や事業者への適正な算定への意識の定着につながり、また、判明した算定誤り等の事例等を事業者へ周知することで、算定基準の再確認、算定誤りの再発防止につながるものであると考える。	・独自システムでの適正化の実施から、国保連の適正化システム抽出帳票の認定調査状況と利用サービス不一致一覧表を活用しての実施に変更し、運用を開始した。	・国保連の適正化システム帳票で抽出される要件のみの算定状況の確認となる。